

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市行政不服審査法施行条例	<p>【目的】 改正行政不服審査法の施行に伴い制定。</p> <p>【内容】 不服申立て種類を「審査請求」に一元化すること、審理・裁決の公正性の向上のため審理員制度、行政不服審査会の導入など、所要の項目を設定。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年3月定例会 ②施行日 平成28年4月1日施行</p>	対象外		行政不服審査法の全部改正に伴い制定するもの。
2	行政不服審査法の施行に伴う関係条例を整備する条例	<p>【目的】 改正行政不服審査法の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 花巻市行政手続条例、花巻市情報公開条例、花巻市個人情報保護条例、花巻市固定資産評価審査委員会条例を一部改正。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年3月定例会 ②施行日 平成28年4月1日施行</p>	対象外		行政不服審査法の全部改正に伴い文言の整理等をするもの。
3	花巻市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律において、農業委員会等に関する法律が一部改正されたことから、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 条ずれに対応する字句の改正</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年3月定例会 ②施行日 平成28年4月1日</p>	対象外		引用する法律の条ずれに対応する軽微な変更。
4	花巻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 平成27年人事院勧告に基づき所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 期末・勤勉手当の支給率を変更する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年3月定例会 ②施行日 公布の日</p>	対象外		
5	花巻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 平成27年人事院勧告に基づき所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 期末・勤勉手当の支給率を変更する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年3月定例会 ②施行日 公布の日</p>	対象外		

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
6	花巻市常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 平成27年人事院勧告に基づき所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 期末・勤勉手当の支給率を変更する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年3月定例会 ②施行日 公布の日</p>	対象外		
7	花巻市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 平成27年人事院勧告に基づき所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 期末・勤勉手当の支給率を変更する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年3月定例会 ②施行日 公布の日</p>	対象外		
8	花巻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 平成27年人事院勧告に基づき所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 期末・勤勉手当の支給率を変更する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年3月定例会 ②施行日 公布の日</p>	対象外		
9	花巻市一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地方公務員法が一部改正されたことから、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 条ずれに対応する字句の改正</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年3月定例会 ②施行日 平成28年4月1日</p>	対象外		
10	花巻市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地方公務員法が一部改正されたことから、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 条ずれに対応する字句の改正</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年3月定例会 ②施行日 平成28年4月1日</p>	対象外		
11	花巻市一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地方公務員法が一部改正されたことから、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 条ずれに対応する字句の改正</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年3月定例会 ②施行日 平成28年4月1日</p>	対象外		

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
12	花巻市避難行動要支援者避難支援計画	<p>【目的】 避難行動要支援者への情報伝達体制及び支援体制の整備を図ることにより地域の安全・安心体制を強化する。</p> <p>【内容】 避難行動要支援者の範囲、情報の収集・共有、支援体制等について記載</p> <p>【区分】 実施計画</p> <p>【計画期間】 平成27年度～</p> <p>【関係法令】 災害対策基本法の一部改正により、「避難行動要支援者名簿の作成」を市町村に義務付け、名簿の作成に必要な個人情報利用が可能となった。また名簿の活用について平常時から避難支援体制を構築できるよう見直しが行われた。</p>	対象外		花巻市地域防災計画において避難行動要支援者に関する重要事項を定めており、本計画は細目的な部分を含めた実施計画である。
13	花巻市市税条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 市民税及び特別土地保有税の減免申請書への個人番号及び法人番号の記載にかかる規定の整理</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年3月定例会 ②施行日 平成28年1月1日</p>	対象外		平成27年12月18日付総務省自治税務局（企画課長他）からの地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しについての通知に基づくもの。
14	花巻市消費生活センターの組織及び運営に関する条例	<p>【目的】 消費者安全法の一部改正に伴い、同法の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について定める。</p> <p>【内容】 消費生活センターの組織及び運営に関する事項、消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項等について定める。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年3月定例会 ②施行日 平成28年4月1日</p>	対象外		市の事務に関する規定を定めるもの。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
15	花巻市手数料条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 平成28年度から開発行為許可事務が県から権限移譲されることに伴い、その申請手数料を定める必要があることから、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為許可申請手数料 ・開発行為変更許可申請手数料 ・用途地域の定められていない土地の区域における建築物の特例許可申請手数料 ・予定建築物等以外の建築許可申請手数料 ・開発許可を受けた地位の継承の承認申請手数料 ・開発登録簿の写しの交付申請手数料 <p>【議会及び施行日】</p> <p>①議会提案 平成28年3月定例会 ②施行日 平成28年4月1日</p>	対象外		岩手県からの権限移譲事務であり、岩手県や他の移譲市と同額の料金とする。
16	花巻市下水道事業の設置等に関する条例	<p>【目的】 下水道事業について、地方公営企業法適用の公営企業とするため、地方公営企業法に基づき、地方公営企業の設置及び経営の基本に関する事項を定める。</p> <p>【内容】 下水道事業の設置、経営の基本、重要な資産の取得及び処分等必要な事項を定める。</p> <p>【議会及び施行日】</p> <p>①議会提案 平成28年3月定例会 ②施行日 平成28年4月1日施行</p>	対象外		下水道事業において経営基盤の強化及び経営の健全化を図る。
17	花巻市下水道条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 公共下水道施設への排水設備の接続方法等について、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 近年の主要資材流下能力との整合を図るため、管渠勾配等の規定を改正する。</p> <p>【議会及び施行日】</p> <p>①議会提案 平成28年3月定例会 ②施行日 平成28年4月1日施行</p>	対象外		管渠勾配等の軽微な変更。
18	花巻市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 農業集落排水施設への排水設備の接続方法等について、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 近年の主要資材流下能力との整合を図るため、管渠勾配等の規定を改正する。</p> <p>【議会及び施行日】</p> <p>①議会提案 平成28年3月定例会 ②施行日 平成28年4月1日施行</p>	対象外		管渠勾配等の軽微な変更。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
19	花巻市污水处理施設条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 湯口住宅団地污水处理施設への排水設備の接続方法等について、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 近年の主要資材流下能力との整合を図るため、管渠勾配等の規定を改正する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年3月定例会 ②施行日 平成28年4月1日施行</p>	対象外		管渠勾配等の軽微な変更。
20	花巻市戸別浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 市設置浄化槽への排水設備の接続方法等について、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 近年の主要資材流下能力との整合を図るため、管渠勾配等の規定を改正する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年3月定例会 ②施行日 平成28年4月1日施行</p>	対象外		管渠勾配等の軽微な変更。
21	花巻市振興センター条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 谷内振興センターの整備及び成島振興センター・田瀬振興センターの用途変更に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 谷内振興センターの使用時間及び成島・谷内・田瀬振興センターの使用料等を定める。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年3月定例会 ②施行日 平成28年4月1日</p>	対象外		類似施設の使用料に合わせて金額を設定する。
22	花巻市火災予防条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 対象火気省令について施行後10年以上が経過し、当初想定していなかった設備及び器具が流通してきたことから、当該設備と離隔距離について定める。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年3月定例会 ②施行日 平成28年4月1日施行</p>	対象外		平成27年11月13日付消防庁次長からの対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布等についての通知に基づくもの。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
23	宮沢賢治童話村条例等の一部を改正する条例	<p>【目的】 宮沢賢治童話村、宮沢賢治記念館、花巻新渡戸記念館及び萬鉄五郎記念美術館の入館料について、後納できるように改正を行う。</p> <p>【内容】 宮沢賢治童話村、宮沢賢治記念館、花巻新渡戸記念館及び萬鉄五郎記念美術館の入館料について、特別の理由があると認めるときには、入館した後に納付することができるように定める。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年3月定例会 ②施行日 平成28年4月1日施行</p>	対象外		旅行企画業者等の利便性を図り、入館者の増加、交流人口の増加を図る。
24	南部杜氏伝承館条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 南部杜氏伝承館の入館料について、後納できるように改正を行う。</p> <p>【内容】 南部杜氏伝承館の入館料について、特別の理由があると認めるときには、入館した後に納付することができるように定める。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年3月定例会 ②施行日 平成28年4月1日施行</p>	対象外		旅行企画業者等の利便性を図り、入館者の増加、交流人口の増加を図る。
25	大迫緑の村施設条例等の一部を改正する条例	<p>【目的】 大迫郷土文化保存伝習館、花巻市博物館、石鳥谷農業伝承館、花巻市総合文化財センターの入館料について、後納できるように改正を行う。</p> <p>【内容】 大迫郷土文化保存伝習館、花巻市博物館、石鳥谷農業伝承館、花巻市総合文化財センターの入館料について、特別の理由があると認めるときには、入館した後に納付することができるように定める。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年3月定例会 ②施行日 平成28年4月1日施行</p>	対象外		旅行企画業者等の利便性を図り、入館者の増加、交流人口の増加を図る。